

## 青森市指定管理者選定評価委員会会議概要

- 1 開催日時 平成30年10月18日(木) 11:00～11:30
- 2 開催場所 青森市役所 第3庁舎 1階会議室
- 3 対象施設 青森市浪岡細野山の家
- 4 出席者
  - (1) 選定評価委員 委員長 横内 修 (企画部理事次長事務取扱)  
副委員長 山谷 直大 (総務部理事次長事務取扱)  
委員 岩船 彰 (青森中央学院大学教授)  
委員 佐々木 信一 (東北税理士会青森支部税理士)  
委員 川村 敬貴 (税務部次長)  
委員 工藤 健志 (経済部次長)  
委員 永澤 治 (農林水産部次長)
  - (2) 施設所管課 浪岡教育事務所 教育課 課長 兼平 慶治  
副参事 鶴賀谷 敏彦  
主査 茂又 伸哉
  - (3) 制度所管課 企画部 企画調整課 課長 舘山 公  
主幹 高野 新  
主査 吉田 敏和  
主査 小笠原 誉史
- 5 案 件 「指定管理者候補者選定」に係る審査
- 6 会議概要 応募団体によるプレゼンテーション及び質疑応答の後、指定管理者候補者の選定を行った。
  - (1) 審査結果
    - ①指定管理者候補者
      - ・名 称 青森市浪岡細野山の家管理運営協議会
      - ・住 所 青森市浪岡大字細野字沢井37番3
      - ・代表者 会長 雪田 幸博
    - ②指定期間  
平成31年4月1日からの5年間
    - ③選定理由
      - ・応募資格を満たしていること。
      - ・最低得点(72.5点)以上の点数(81.34点)を獲得していること。
      - ・「効率性について」を除いた場合に、普通とした点数の合計(60.0点)以上の点数(66.28点)を獲得していること。

## 7 主な質疑内容

委員：来館者を増加させるためのPR及びイベントの実施計画又は自主事業で、「これまで実施してきた講座・事業を精査し」とあるが、今回の提案で、これまでと変えたところはあるのか。それとも、内容については毎年見直していくということか。

応募団体：今回の提案はこれまでと変えたところはない。講座を実施するとアンケートをとっているが、それを参考に翌年度の内容を見直していく。

委員：ソフト事業計画書で、開講式閉講式とあるが、その際に式典以外に講座等は開催しているのか。

応募団体：時間的に余裕があれば、軽スポーツ講座や講話を実施している。

委員：福祉に関する取組で、障害者雇用に積極的な企業等に依頼するとあるが、企業の選定はどのように行っているのかまた、これからどのようにやっけていこうとしているのか。

応募団体：これまで障がい者を雇用した実績は無い。これまでは依頼も無かった。ただ、事業計画書に記載していると通りの取組は実施していこうと考えている。

委員：地域住民や関係団体との連携ということがあるが、具体的にどういう取組をしているのか。

応募団体：細野相沢地区の各町内会長と連絡を密にしており、事業等の企画を相談し、適した人材を紹介してもらっている。

委員：イベントや講座等を、地域ぐるみで取り組んでいるということか。

応募団体：そうです。

委員：研修に積極的に参加させるとあるが、どのような研修か

応募団体：例えば、中央市民センターで行っているスキルアップ研修や、内部研修として毎週木曜日の午後に、職員ミーティングを兼ねているいろいろな話し合いをしている。

委員：中央市民センターのスキルアップ研修は、職員は全部参加しているのか。

応募団体：講座開催日に業務の関係で出席できない場合もあるが、最低一人は参加するようにしている。

委員：環境保全・負荷低減への取組のところ、環境マネジメント報告書とあるが、毎月作成しているのか。

応募団体：毎月、月次報告を提出しているが、それの中の一項目である。

委員：所管課に提出しているのか。

応募団体：そうです。

委員：来館者を増加させるための PR のところで、自主事業として燻製作り体験講座とピザ作り体験講座を実施するとあるが、必須事業ではないのか。

施設所管課：必須事業です。

委員：必須事業の開催回数について、仕様書を上回るのが青少年事業、高齢者教育か。

施設所管課：そうです。

委員：施設管理計画の部分は、提案内容は仕様書と同等か。

施設所管課：仕様書と同等と考えている。

委員：環境マネジメントの報告は、仕様書で毎月提出するよう定めているのか。

施設所管課：定めている。

委員：自主的に、仕様書の仕様以上のことをしているのか。

施設所管課：こちらでの指示している内容である。

委員：職員の雇用労働条件についてだが、「就業規則により昇給を」とあるが、就業規則に記載されているのか。

施設所管課：就業規則 11 ページの、第 7 章賃金に関する条項第 39 条の第 3 項に記載している。